◇中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第五八号）（経済産業省）

一　中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係

1　社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証並びに事業継続力強化関連保証及び連携事業継続力強化関連保証に係る保険料率を定めることとした。（第八条及び第一一条関係）

2　社外高度人材活用新事業分野開拓計画の認定等に係る主務大臣の権限を地方支分部局へ委任することとした。（第一四条関係）

3　経営力向上計画の特定許認可等に係る主務大臣の権限を地方支分部局へ委任することとした。（第一七条関係）

4　事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の認定等に係る経済産業大臣の権限を地方経済産業局長へ委任することとした。（第一九条関係）

二　商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令の一部改正関係

基盤施設計画の廃止に伴い、基盤施設計画に係る事務に関する規定を削除することとした。（改正前の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律施行令第三条関係）

三　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係

事業継続力強化支援事業に係る中小企業信用保険法の特例に係る保険料率を定めることとした。（第二条第四項関係）

四　法人税法施行令の一部改正関係

基盤施設計画の廃止に伴い、収益事業の範囲から基盤施設事業に係る規定を削除することとした。（第五条関係）

五　経済産業省組織令の一部改正関係

事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画の事務の所掌を定めることとした。（第一四九条及び第一五四条関係）

六　関係政令の整備

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

七　附則

1　この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第二条関係）

2　元号を改める政令（平成三一年政令第一四三号）の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。（附則第三条～第六条関係）

八　施行期日

この政令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二一号）の施行の日（令和元年七月一六日）から施行することとした。

政　令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十四号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第五項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第百七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

卸売市場法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年七月十二日

農林水産大臣　吉川　貴盛

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第五十五号

卸売市場法施行令の一部を改正する政令

内閣は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物）

第一条　卸売市場法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める農畜水産物は、次に掲げるものとする。

一　野菜及び果樹の種苗

二　牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮

第二条中「卸売市場法（以下「法」という。）」を「法」に改める。